

播磨町自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、温室効果ガスの排出を抑制するため、播磨町（以下「町」という。）内において自家消費型住宅用太陽光発電設備及び蓄電池を導入する者に対し、予算の範囲内で播磨町自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 この要綱による補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の目的、内容、補助金の額等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、町長に対し、補助金交付申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を町長が別に指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

(1) 当該交付申請者が別表に規定する暴力団等に該当しない旨並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項及び第15条の規定により町が行う一切の措置について異議を述べない旨の誓約書（様式第1号の3）

(2) 前号に掲げる書類のほか、町長が別に定める書類

(補助金の交付の決定)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行うものとする。この場合において、交付決定の段階で仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを除いた額について交付決定を行うこととする。

2 町長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付するものとする。

3 町長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助金の交付の申請をした者（以下「補助金申請者」という。）に通知する（以下「交付決定通知」という。）ものとする。

(申請の取下げ)

第5条 前条第1項及び第2項の規定により交付決定を受けた補助金申請者（以下「交付決定者」という。）は、前条第3項の通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して15日以内は、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の変更)

第6条 交付決定者は、次に掲げる変更を行おうとする場合は、あらかじめ(第2号に掲げる変更にあつては、町長が指定する期日までに)、補助金変更交付申請書(様式第3号)に町長が別に定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、町長が別に定める書類により、収支内容が確認できる場合は、収支予算書(様式第1号の2)の提出を省略することができる。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更(町長が別に定める軽微な変更を除く。)

(2) 第4条第3項の規定により通知された金額(以下「交付決定額」という。)の変更

(3) 前2号に掲げる変更のほか、補助事業の内容の変更(町長が別に定める軽微な変更を除く。)

2 町長は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請に係る変更が適当であると認めるときは、その旨を補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

3 第4条第2項の規定は、前項の通知をする場合について準用する。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 交付決定者は、補助事業の中止又は廃止を行おうとする場合は、あらかじめ、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があつた場合において、内容を審査し、これを承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の遂行状況報告等)

第8条 交付決定者は、町長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、町長が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

2 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込がない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書(様式第7号)を町長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したとき(第7条第2項の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。)は、補助事業実績報告書(様式第8号)に町長が別に定める書類を添えて、町長が指定する期日までに提出しなければならない。ただし、町長が別に定める書類により収支内容が確認できる場合は、収支決算書(様式第8号の2)の提出を省略することができる。

(是正命令等)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告(補助事業の完了に係るものに限る。)があつた場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を講ずべきことを当該交付決定者に命ずることができる。

- 2 前項の規定は、第8条第1項の報告があった場合について準用する。
- 3 交付決定者は、第1項の措置が完了したときは、前条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(額の確定)

第11条 町長は、第9条の規定による実績報告（補助事業の完了に係るものに限る。）があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、補助金請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 町長は、交付決定者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令並びにこの要綱及び当該補助事業に係る要綱、要領その他の規程の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 暴力団等であるとき。

2 町長は、前項の規定による取消しを決定した場合は、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定による取消しを決定した場合において、当該取消しの事由が同項第4号、第5号その他これに類する悪質なものであるなど、特に必要があると認めるときは、当該取消しを受けた者の氏名、住所、取消しの内容その他町長が必要と認める事項を公表することができる。

4 町長は、前項の規定による公表をしたときは、当該公表の内容を関係機関へ通知することができる。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 町長は、第11条の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前2項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第15条 交付決定者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

2 交付決定者は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を町に納付しなければならない。

（帳簿の備付け）

第16条 交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

2 交付決定者は、前項の規定にかかわらず、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）があるときは、当該財産の処分が制限される期間（以下「処分制限期間」という。）中、当該財産に係る管理台帳及び関係書類を保管しなければならない。

（財産の処分の制限）

第17条 交付決定者は、取得財産等を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、当該取得財産等の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数をいう。）を経過した場合又は町長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 町長は、前項のただし書の規定により承認する場合において、不当に営利を目的とすると認めるときは、当該承認に条件を付し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（交付の条件）

第18条 交付決定者は、次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。

（1） 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、適正化法施行令、その他の法令及び関連通知の定めによるほか、この交付要綱に定めるところによること。

（2） 交付決定者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、交付対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

（暴力団等の排除）

第19条 町長は、補助金申請者が別表に掲げる者に該当するかどうかを判定するため、必要があると認めるときは、当該補助金申請者に係る個人情報を警察署長等の関係機関に提供し、又は意見を聴くことができる。

2 町長は、前項の規定により得られた情報に基づき、補助金申請者が別表に掲げる者に該当すると認めるときは、補助金の交付を決定せず、又は第13条第1項の規定にかかわら

ず、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。

3 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、第14条の規定の例により、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

補助事業名	自家消費型住宅用太陽光発電設備等補助事業 (地域脱炭素移行・再エネ推進事業)
補助事業の目的	自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を一体的に導入する住民を支援することにより、環境影響の少ない太陽光発電設備の設置を推進し、温室効果ガスの排出の削減を図ること。
補助事業の対象となる者	次に掲げる要件を全て満たす者 (1)町内で自ら居住する新築又は既築戸建て住宅に自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を一体的に導入する者 (2)再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づくFIT制度の認定を取得しない者 (3)発電した電力量の30%以上を、補助事業に係る住宅の敷地内で自ら消費する者 (4)補助対象設備の設置に関し、国、兵庫県又は他の地方公共団体から、この要綱による補助金と趣旨を同じくする他の補助金等の交付を受けていない者及び受ける予定のない者 (5)播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第13号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する関係機関等(以下「暴力団等」という。)に該当しない者
	太陽光発電設備及び蓄電池の購入並びに設置に関する費

補助事業の対象となる経費	<p>用。ただし、次に掲げる場合を除く。</p> <p>(1) 太陽光発電設備又は蓄電池のいずれか一方のみを設置する場合</p> <p>(2) 設置した設備の所有権が、補助金申請者に帰属しない場合（リース、レンタル等）</p>
補助金の額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備 70,000円／kW（上限：5 kW） ・ 定置用蓄電池 蓄電池価格（円／kWh）の1／3以内 ただし、下記価格の1／3を上限とする。 （上限：141,000円／kWhの1／3、5 kWh） ※20 kWh以上の蓄電池は対象外